

一般職（高卒者試験） 【事務関東甲信越】 業務説明会資料



農林水産省
MAFF

動物検疫所



動物検疫の概要

動物検疫とは

動物検疫は、動物の病気の侵入を防止するため、世界各国で行われている検疫制度です。

日本では、牛、豚、やぎ、ひつじ、馬、鶏、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥、あひる・がちょうなどのかも目の鳥類、うさぎ、みつばちなどの動物と、それらの動物から作られる肉製品などの畜産物を対象に輸出入検査を行っています。

また、犬については、狂犬病やレプトスピラ症、猫、あらいぐま、きつね、スカンクについては、狂犬病が日本に侵入することを防止するため、輸出入時に検査を行っています。さらに、サルについても、エボラ出血熱やマールブルグ病のような国内ではまだ発生していないサルから人へ感染する病気が日本に侵入するのを防止するため、輸入時に検査を行っています。



動物の係留検査

さらに、一部の水産動物（こい、きんぎょ、その他のふな属魚類、はくれん、こくれん、そうぎょ、あおうお、さけ科魚類の発眼卵、さけ科魚類の稚魚、くるまえび属のえび類の稚えび等）を介してコイヘルペスウイルス病等の疾病の侵入を防止するため、水産動物の輸入許可業務も実施しています。

動物検疫所の役割

現在、世界各国において、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、狂犬病などの動物の伝染性疾病が広く発生しており、畜産業を始め、人命を脅かす被害も出ています。

これらの伝染性疾病が一たび日本に侵入すれば、日本の畜産業に甚大な被害を与えるばかりでなく、国民生活に様々な影響を及ぼします。事実、平成22年4月に宮崎県において口蹄疫が発生し、約30万頭の家畜が処分されるなど、社会・経済に大きな影響を及ぼしました。日本は島国であり、海が伝染性疾病の侵入の自然の防壁として働いてきました。しかし、人や物の輸送技術の発達によって諸外国との距離は著しく縮まり、伝染性疾病の侵入リスクは従来にも増して高まっています。

このため、全国の主要な空海港に動物検疫所を配置し、海外から輸入される動物や畜産物の検査を実施することにより、これらを介して伝染性疾病が日本に侵入することを防いでいます。

海外からの伝染性疾病の侵入を防止することにより、食料の安定供給を確保し、畜産業の振興に寄与するとともに、国民の健康を維持することが、動物検疫所に与えられた使命です。



保税倉庫等での畜産物の検査



空海港での旅客等での手荷物検査

動物の輸入検査

検査の対象物及び対象疾病

対象物	対象疾病（監視伝染病）	
	家畜伝染病（28 疾病）	届出伝染病（71 疾病）
<ul style="list-style-type: none"> ● 偶蹄類の動物（牛、豚、めん羊、山羊など）、馬科の動物、家きん（鶏、あひるなど）、犬、兎、みつばち ● 上記の動物由来の骨、肉、皮、毛、卵及びこれらの加工品 ● 穀物のわら及び飼料用の乾草 	<ul style="list-style-type: none"> ● 口蹄疫 ● 牛疫 ● アフリカ豚熱 ● 伝染性海綿状脳症 ● 豚熱 ● 高病原性鳥インフルエンザ など 	<ul style="list-style-type: none"> ● ブルータング ● 牛伝染性リンパ腫 ● オーエスキー病 ● 馬伝染性子宮炎 など

臨船（臨機）検査

到着した動物は、船内や航空機内で家畜の伝染性疾病の兆候がないかどうかについて、家畜防疫官による検査を受けた後に船又は航空機から搬出され、動物検査所の隔離施設などに送致されます。



係留検査

隔離施設に係留された動物は、個体確認を行った後、臨床検査、血液検査、抗体検査、アレルギー反応検査（ツベルクリン検査など）、細菌培養検査、ウイルス分離検査、遺伝子検査などが行われます。

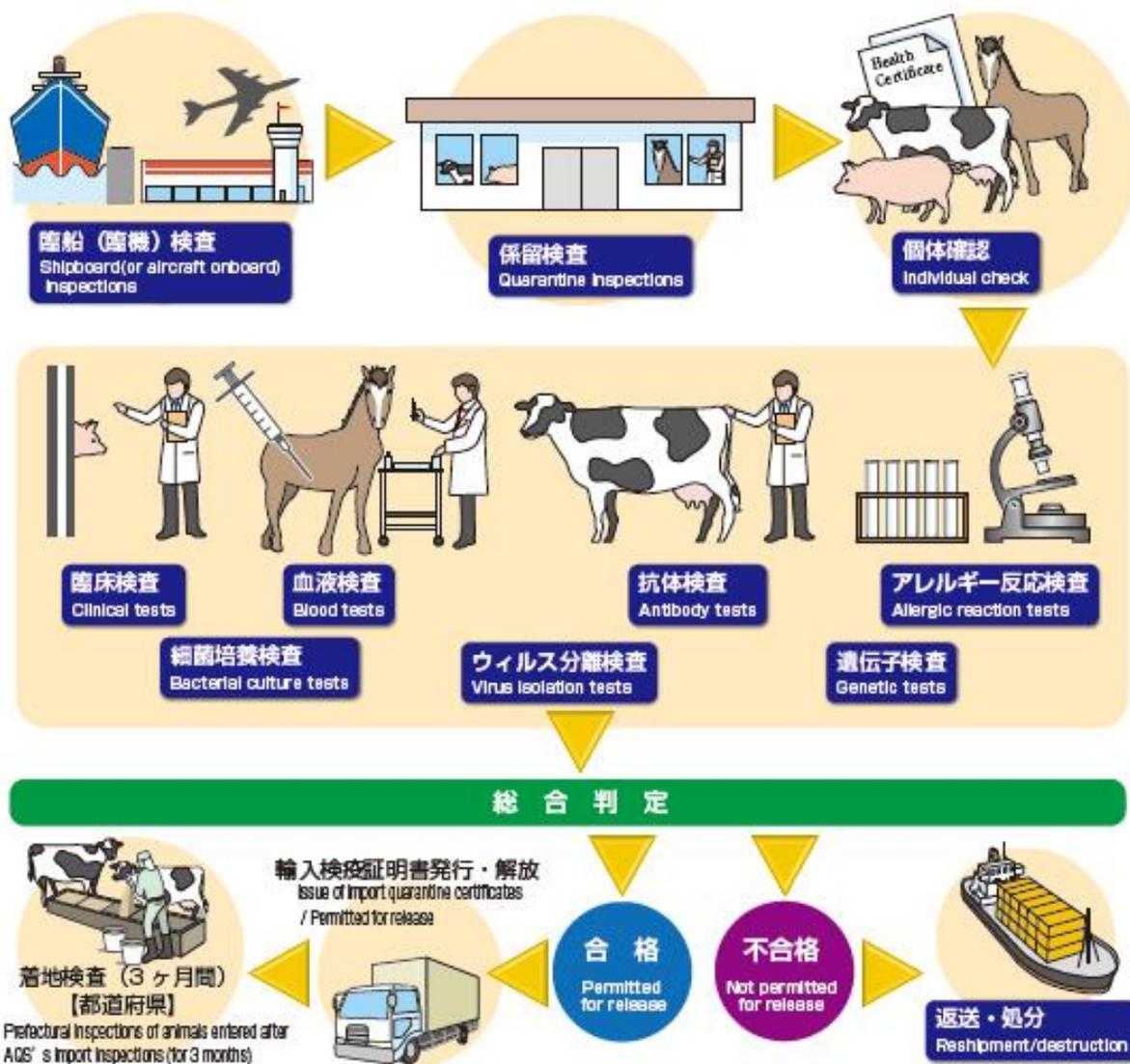
検査項目によっては、BSL3 に対応した高度な封じ込め施設において精密検査を実施することもあります。

検査の対象物及び対象疾病

種類	係留期間
偶蹄類の動物 (牛・豚・めん羊・山羊など)	15 日
馬科の動物(馬・シマウマなど)	10 日
鶏、うすら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥 七面鳥、あひる・がちょうなどのかも類 (上記鳥類の初生ひな)	10 日 (14 日)
犬等	12 時間以内 ～ 180 日
兎・みつばち	1 日



■ 動物の輸入検査の流れ



畜産物の輸入検査

畜産物の輸入検査について

海外から輸入される骨、肉、臓器、皮などの畜産物を介して家畜の伝染性疾病が日本に侵入することを防ぐため、輸入検査を実施しています。量の多少や個人用、商用にかかわらず、また、貨物、携帯品、郵便物などの輸送形態を問わず動物検疫の対象となります。検査は、空港内や港湾地域の家畜防疫官による指定を受けた冷蔵倉庫、コンテナターミナルなどで行っています。

また、口蹄疫等の家畜の伝染性疾病の発生国からの穀物のわらや飼料用の乾草についても、動物検疫の検査対象となっています。



携帯品の検査

航空機や旅客フェリーによる日本への入国者が手荷物として持ち込む動物や畜産物などは、到着後、空港や海港の税関検査場内に設置してある動物検疫カウンターで検査を実施しています。海外の免税売店で購入したもので、日本に持ち込むために必要な輸出国政府機関発行の検査証明書のない畜産物については輸入できません。空港においては、検疫探知犬(約140頭)が旅客手荷物の探知を行うこともあります。



検疫探知犬

検疫探知犬は、手荷物の中から動物検疫の対象となるものの臭いをかぎ分けて発見する訓練を受けた犬です。

外見からは見分けがつかない入国者の手荷物の中の検査対象物を発見してハンドラーに伝えることで、輸入禁止品等の摘発に高い効果を果たしています。

入国者に対する質問

口蹄疫などの発生地域からの入国者に対して、外国での畜産関連施設への立入りの有無や帰国後の家畜への接触予定などについて質問を行い、要消毒物品の消毒や衛生指導を実施しています。また、一部の便においては、質問票の配布による質問も行っていきます。



動物検疫に関する質問票 ※
 動物検疫問券 ※
 동물 검역 질문서 ※
 Animal Quarantine Questionnaire ※

搭乗機(船舶) 船名 / 搭乗航線(船舶) 航次 / 管令号(船舶) 番号
 Flight No. or Ship Name

出発地及び発航国 / 出航地点及び前往国(船) 国/州/市 別
 발항국 / Port of Embarkation and Countries Visited

入国日 / 入国日期
 입국일 / Date of Entry into Japan

氏名 / 船名
 성명 / Name (船) (客) (客) (客)

同行家族 / 同行家屬
 동반 가족 / Number of Dependents 名 / 명

日本での連絡先
 (電話番号 / 電話番号 / 電話番号 / Address)
 일본 연락처
 Contact Info. in Japan (E-mail)

検疫番号 / 护照号码
 여권번호 / Passport No.

※ 家族の場合は、代表者が記入してください。
 ※ 加算乗一人、請自代乗人様。
 ※ 가족일 경우 대표자가 작성하십시오.
 ※ Please furnish this form by family unit.

以下の質問の該当する□に「/」でチェックしてください。
 「はい」の欄がある方は、手荷物引き取り場内にある「輸
 物検疫カウンター」にお立ち寄りください。
 その他の方は、預け箱に役票又は家畜防疫官に提出してく
 ださい。

1. 過去1週間以内に牛、豚、鶏などの家
 畜に接触したり、牧場、と畜場などの
 畜産施設に立ち寄りませんでしたか? はい いいえ

2. 家畜やその糞尿、牧草等の上に触れた
 衣類や靴などを所持していますか? はい いいえ
 ハム、ソーセージなどの肉製品を所持
 していますか?

3. 日本国内で、1週間以内に家畜に触れ
 る予定がありますか? はい いいえ

この質問票に記載したことに間違いはありません。

署名

郵便物の検査

国際郵便で輸入される畜産物などについては、日本郵便株式会社通関支店内で検査を実施しています。防疫上の観点から輸入を禁止している畜産物や輸出国の検査証明書が添付されていない畜産物が郵便物に包含されていた場合は、輸入者の意向を確認の上、焼却又は返送の措置がとられます。



輸入禁止・輸入停止

悪性の家畜伝染病の発生地域から輸入される偶蹄類動物の食肉等は、輸入が禁止されています。ただし、農林水産大臣の指定した施設で一定の加熱処理がなされ、輸出国政府機関発行の検査証明書のあるものに限り輸入が可能となっています。

また、牛海綿状脳症、豚コレラ、高病原性鳥インフルエンザなどの疾病の発生国、地域からの動物、畜産物も、発生状況によって、輸入停止措置が講じられています。



畜産物の輸入検査の流れ



「海外からの家畜等の伝染性疾病の侵入を防ぐ」 ～輸入される動物、畜産物、郵便物、旅客の手荷物等を検査する水際 検疫の最前線～



輸入素牛の臨床検査



輸入馬の採血

- ✓ 動物の係留検査
(馬、牛や豚等の偶蹄類
の動物、家きん等)



携帯品検査



検疫探知犬による探知

- ✓ 旅客の手荷物検査
- ✓ 郵便物の検査



輸入畜産物の現物検査



輸出犬の臨床検査

- ✓ 畜産物の検査
- ✓ 犬・猫等の検査
- ✓ 防疫資材の保管

動植物検疫探知犬の活動

動植物検疫探知犬とは…

- ・手荷物の中から動物検疫の検査を必要とする肉製品や農産物を嗅ぎ分けて発見する訓練を受けた犬
- ・日本では平成17年12月に成田空港に初めて導入 その後、主要空港を中心に導入している。
- ・令和2年度末に**140頭体制を構築**

参考：年度毎の動植物検疫探知犬配置総数

年度	H17	H27	H30	R1	R2
配置総数	2	18	33	53	140



動物検疫所Webサイト
「動植物検疫探知犬に
ついて」



aff 2023年11月号
「空港で嗅ぎ分ける検
疫探知犬の活躍」

探知業務



対象物を発見すると、座り込んでハンドラーに知らせる。



ハンドラーからの知らせを受けた家畜防疫官（動物検疫所職員）が手荷物検査を実施。

探知対象物



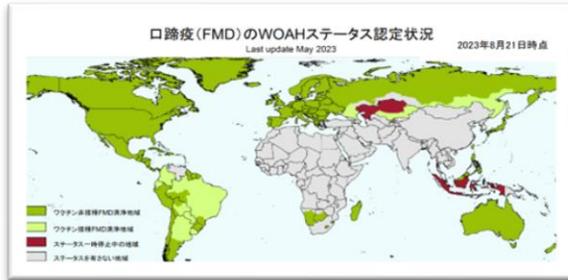
必要に応じてセキュリティタグ*と動植物検疫カウンターへの案内紙を装着
→旅客のカウンターへの案内の効率化

*無罪に外したり、セキュリティアンテナの側を通ると鳴動するタグ

主な重要伝染病

口蹄疫 (FMD)

- ウイルスが原因で、偶蹄類の動物（牛、豚、羊など）がかかる伝染病。
- 感染すると、発熱したり、流涎（よだれ）や、口の中や蹄に水疱（水ぶくれ）ができたりするなどの症状がみられる。
- 伝染性が非常に強く、防疫において最も重要な疾病。



高病原性鳥インフルエンザ (HPAI)

- A型インフルエンザウイルスが引き起こす鳥の伝染病でOIE基準でHPAIと判定されたもの。
- 鶏に本病が感染すると、その多くが死亡。
- 渡り鳥による伝搬が多い。



豚熱 (CSF)

- 豚コレラウイルスにより起こる豚、いのししの熱性伝染病。
- 強い伝染力と高い致死率が特徴。
- 感染豚は唾液、涙、糞尿中にウイルスを排泄し、感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大。
- 我が国では平成30年9月に26年ぶりに発生。



重要伝染病侵入時の国内の経済被害

口蹄疫

平成22年（2010）年に宮崎県で発生
※我が国では10年ぶりの発生

発生：292 農場（発生自治体数：11 市町）

家畜の処分頭数：牛 69,454 頭、

豚 227,949 頭、

その他 405 頭

※その他…山羊、羊、イノシシ、水牛等



口蹄疫の感染疑いが確認され、埋却処分される牛
2010年6月宮崎県都城市：Yahoo!ニュースより

5年間の経済的損失：2,350億 円（宮崎県試算）(<https://news.yahoo.co.jp/articles/1c5a80c73772534946834fc6ba9f57759ffe2965>)

豚熱

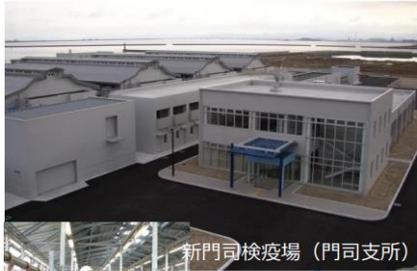
平成30年（2018）年以降、岐阜県等で発生
※我が国では26年ぶりの発生

発生：93 事例（22 都県）※令和6年9月30日まで

（岐阜県、愛知県、三重県、福井県、埼玉県、長野県、山梨県、沖縄県、群馬県、山形県、和歌山県、奈良県、栃木県、神奈川県、滋賀県、宮城県、茨城県、東京都、兵庫県、佐賀県、岩手県及び新潟県）

家畜の処分頭数：豚 約 40.3万 頭、

動物検疫所の家畜の係留施設



新門司検疫場（門司支所）



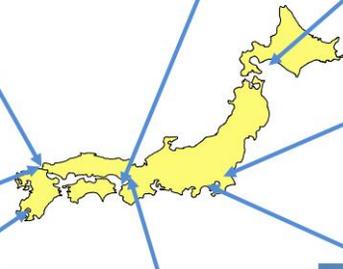
苅藻検疫場（神戸支所）



胆振分室（北海道・東北支所）



太刀浦検疫場（門司支所）



天浪検疫場（成田支所）



鹿児島検疫場（鹿児島空港出張所）



一突検疫場（大阪出張所）



本所（横浜）

動物検疫所で保管する主な防疫資材

● 電気殺処分機



● 移動式レンダリング装置



農場で牛・豚の死体を破砕・加熱処理する装置
 〈処理能力：豚 2,000頭/日〉

● 盛土用法面保護資材



家畜の死体を地上で埋却するために用いる資材
 〈収容能力(1式)：豚1,000頭×2セット〉

● 除染テント



発生農家等からの退出時、作業員の除染に利用

● 移動式焼却炉（左：非組立型）（右：組立型）



農場で主に家きんの死体等を焼却する装置
 処理能力：鶏（左）2,400羽/日（右）6,400羽/日

● 広域防除機



畜舎・車両の消毒、汚染物品の消毒に利用

● 泡殺鳥システム

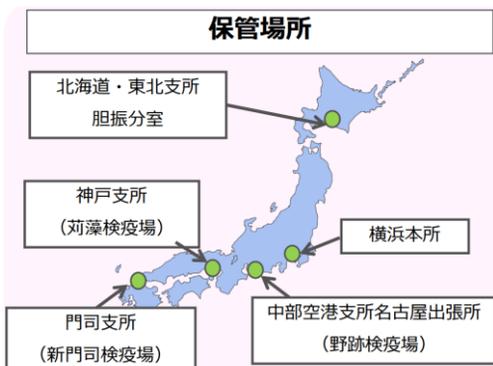


平飼い鶏舎や限られたスペースの中で鶏を殺処分する装置

● 移動式（組立式）車両消毒機



保管場所



北海道・東北支所
胆振分室

神戸支所
(苅藻検疫場)

横浜本所

門司支所
(新門司検疫場)

中部空港支所名古屋出張所
(野跡検疫場)

動物検疫所の組織・体制

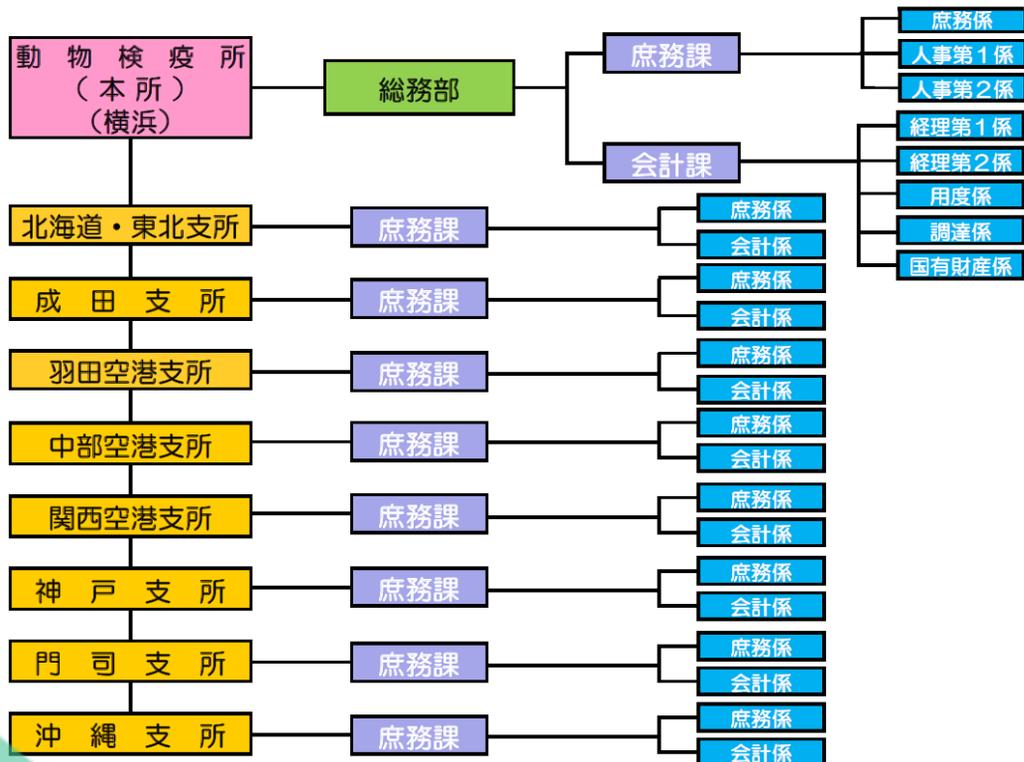
動物検疫所「総務部」及び「各支所」の組織・体制について

動物検疫所に「事務区分」で採用となった場合、本所もしくは支所に配属となり、庶務・会計をはじめとする本所「総務部」または支所「庶務課」に従事します。

組織の維持・管理を適正かつ円滑に実施することにより、家畜防疫官の検疫業務の実施を支えることが、重要な使命の一つとなっています。

動物検疫所定員の推移（人）

平成10年	平成20年	平成30年	令和5年
260	396	513	595



庶務課

● 人事係

人事係は、職員の採用や人事異動、給与支給（諸手当など）、福利厚生（共済・健康診断など）に関する業務を担当しています。

職員の採用や人事異動は組織の適正な運営には欠かせず、これらを適切に企画・管理することで、動物検疫所全体の業務の円滑化に寄与しています。

- 人事第1係…職員の任免（採用・人事異動）、人事評価
職員の勤務管理（育児休業の相談・承認）に関する業務
職員の給与支給（諸手当・昇給昇格）に関する業務 など

- 人事第2係…福利厚生（健康管理・共済）に関する業務 など

● 庶務係

庶務係は、職員の毎日の業務の基盤になる勤怠管理（システムにおける職員の出退勤・超過勤務）、行政文書の管理（接受・登録・起案・施行）、福利厚生（休暇）、研修に関する業務を担当しています。

職員が適切に、安心して働ける職場環境をつくり、業務の適正かつ効率的な運営を行っています。

会計課

● 経理係

経理係は、予算の要求・確保、決算、支払いに関する業務や、旅費の決裁・精算、給与支給の総括など、組織運営における予算（資金）を管理・執行しています。

組織の運営には予算は必要不可欠であり、必要な金額を適切に精査し、要求を行うとともに、その予算が組織全体で正しく使われているかどうか、執行実態を管理します。

- 経理第1係…歳入・歳出をはじめとする予算管理、契約・支払決議に関する業務

- 経理第2係…給与支給、出張・研修・赴任に係る旅費の決裁・精算に関する業務

● 用度係

実行予算配分の策定・管理及び物品の管理に関する業務

● 調達係

物品の購入・役務の調達及び競争入札資格審査に関する業務

● 国有財産係

宿舍の管理、行政財産の取得・管理及び施設の営繕に関する業務

総務部以外の組織・体制について

ここまで総務部の体制や業務内容について説明しましたが、動物検疫を担う家畜防疫官の体制についても説明します。

総務を担当する我々事務官は、本所または支所に配属されることとなりますが、家畜防疫官は本所・支所以外にも「出張所」「分室」に配属されます。出張所は全国に18か所、分室は5か所置かれています。(令和7年度10月より熊本空港出張所が新たに置かれます。)

※事務官のポストは「本所」及び「支所」となりますので「出張所」「分室」での勤務はございません。



採用後の待遇について

動物検疫所では、職員が円滑に業務に臨める環境を構築するとともに、ワークライフバランスを実現するための様々な福利厚生や勤務制度が用意されています。



給与・諸手当

- 一般職（高卒程度）俸給 188,000円
- 地域手当（16%）含む俸給 218,080円

地域手当（横浜本所、成田支所は2級地16%、羽田支所は1級地20%等）、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当などの諸手当が支給されます。また、6月と12月には期末勤勉手当（賞与）支給、その他年1回の昇給があります。



休日・休暇制度

● 週休日・休日

行政区分で採用となった職員（農林水産事務官）は、土・日曜日（週休日）、国民の祝日及び年末年始（休日）はお休みとなります（官執勤務）。

なお、休みの日に勤務を命ぜられた場合、代休（振替）の取得や超過勤務手当が支給される制度があります。

● 休暇制度

年次休暇、特別休暇、病気休暇及び介護休暇があります。

★ 年次休暇

：毎年20日付与
（前年度からの繰り越し最大20日間、上限40日）

★ 特別休暇

：夏季休暇（連続する3日）、結婚休暇（連続する5日、忌引き、子の看護休暇など）



勤務時間

基本的な勤務時間は①8:30~17:15（うち休憩休息60分）の週38時間45分勤務です。

ただし、大都市圏などにおいては、交通混雑緩和のため、

②9:00~17:45

③9:15~18:00

の時間帯での時差出勤も認められています。



働き方改革

テレワークの実施、フレックスタイム制度の導入、毎週水曜日の定時退庁日の設定、月最低1日の年次休暇取得の徹底など、様々な取り組みを実施しています。

特にテレワークについては、幹部職員を始め、係長、係員級職員も多く取得しており、多様な働き方が可能な環境となっております。



研修・能力向上

動物検疫所では若手職員の積極的な研修参加を推奨しており、本省主催の各種研修への積極的参加を促しております。

一例として、財務省主催の会計研修（3か月）、ITパスポート取得、プレゼン資料作成、Excel技能向上、英語能力向上研修等の研修に参加しているところです。



育児休業

★ 育児休業

：子どもが3歳に達する日まで取得することができます。育児休業中は、子どもが1歳に達するまでの間、共済組合より育児休業手当金が支給されます。

当然、男性も取得可能であり、年次休暇等と組み合わせると1か月以上、男性育休を取得することを推奨しています。

※令和6年度動物検疫所では事務官男性職員が1年、係員級の男性が半年、育児休業を取得しております。

配属・人事異動について

令和元年度以降の関東・甲信越ブロックの受験者の配属先は、横浜本所（庶務課・会計課）採用となっております。

また、関東ブロック以外の受験者の配属先は採用活動をしている支所の庶務課に配属となります。

その後は概ね2年程度で人事異動があり、様々なポストを経験して頂きます。

また、人事交流も盛んに行われていることから、異動先は動物検疫所内に限らず、農林水産省（本省の各局）をはじめ、動物検疫所以外の検査指導機関（動物医薬品検査所、植物防疫所）、独立行政法人等への異動の機会があります。

※若手職員は係員時代に、動物検疫所本所、支所、農林水産本省等を経験して頂き、キャリアアップとキャリアプランの構築を行って頂きます。

※異動は、「希望調書」を提出して頂き、希望を踏まえ、総合的に判断します。

（参考）過去5年の新規採用者（大卒程度受験者）の配属先

※門司支所、神戸支所への新規配属は関東区分ブロック以外の新規採用者配属先

令和3年度（3人）	令和4年度（1人）	令和5年度（2人）	令和6年度（2人）	令和7年度（3人）
横浜本所 庶務課 1 会計課 1	横浜本所 庶務課 1	横浜本所 会計課 1	横浜本所 庶務課 1	横浜本所 庶務課 2
門司支所 庶務課 1		神戸支所 庶務課 1	門司支所 庶務課 1	神戸支所 庶務課 1

人事異動等について

動物検疫所に農林水産事務官として採用された場合、動物検疫所本所・支所はもちろんのこと、動物検疫所以外の農林水産省組織や独立行政法人のポストを経験することもできます。

動物検疫所出身者の動検以外のポストとして、以下のような実績があります。

●農林水産省本省（霞が関）

- ・消費・安全局（総務課、動物衛生課、畜水産安全管理課）
- ・畜産局（総務課、企画課、畜産振興課、競馬監督課、牛乳乳製品課）
- ・大臣官房（秘書課、予算課）
- ・検査・監察部

●農林水産省（別組織）

- ・動物医薬品検査所
- ・植物防疫所

●独立行政法人等

- ・農林水産消費安全技術センター（FAMIC）
- ・家畜改良センター
- ・日本中央競馬会（JRA）

動物検疫所キャリアパス例

●H17年度採用（2名）

Aさん

①横浜本所（総務部会計課）	H17.4	（2年）
②神戸支所（庶務課）	H19.4	（2年）
③中部空港支所（庶務課）	H21.4	（3年）
④門司支所（庶務課）	H24.4	（2年）
⑤横浜本所（総務部庶務課）	H26.4	（6か月）
⑥本省 生産局畜産部畜産振興課	H26.10	（6か月）
⑦本省 生産局畜産部畜産企画課	H27.4	（1年）
⑧本省 生産局畜産部競馬監督課中央班経理係長	H28.4	（1年6か月）
⑨横浜本所（総務部会計課経理第1係長）	H29.10	（2年）
⑩本省 消費・安全局畜水産安全管理課水産安全班安全企画係長	R1.10	（6か月）
⑪本省 消費・安全局畜水産安全管理課総務班庶務係長	R2.4	（2年）
⑫本省 畜産局企画管理課総務班庶務係長	R4.4	（2年）
⑬本省 消費・安全局動物衛生課総務班庶務係長	R6.4	（現在）

Bさん

①横浜本所（総務部庶務課）	H17.4	（1年）
②成田支所（庶務課）	H18.4	（2年）
③動物医薬品検査所（会計課）	H20.4	（3年6か月）
④横浜本所（総務部会計課）	H23.10	（1年6か月）
⑤横浜本所（総務部庶務課）	H25.4	（2年間）
⑥動物医薬品検査所（庶務課人事係長）	H27.4	（1年6か月）
⑦本省 大臣官房秘書課地方給与班地方給与第3係長	H29.10	（2年6か月）
⑧本省 生産局畜産部畜産振興課総務班庶務係長	R2.4	（1年3か月）
⑨本省 畜産局畜産振興課総務班庶務係長	R3.7	（9か月）
⑩本省 消費・安全局畜水産安全管理課総務班庶務係長	R4.4	（3年）（うち9か月育休取得）
⑪本省 畜産局競馬監督課総務班庶務係長	R7.4	（現在）

※

- ・本省 = 農林水産省(霞が関)
- ・動物医薬品検査所は、現在、つくば市

動物検疫所キャリアパス例（平成22年採用16年目係長）

●係員時代（1年目～7年目）

①平成22年4月 動物検疫所成田支所 庶務課 【2年間】 1～2年目 （千葉県成田市_成田国際空港ビル）

→職員80名程度の給与、勤務時間管理、出張の計算・支給、物品の調達（契約事務）等を担当。

仕事だけではなく公務員としての働く姿勢等の基礎を1から学びました。

成田支所は庶務課と検疫第2課が同じ部屋にあるため（検疫第1課は別のビル）、検査物品不足、各種システムの入力方法、手当の支給等の相談が多々あり、新規採用ではありましたが、迅速に対応するという心がけで行い、家畜防疫官に感謝される機会も多く、素直に嬉しかったですし、職員の一員になれているという充実感がありました。

業務量も程よい量であったのでワークライフバランスの取れた職場だったと思います。

②平成24年4月 農林水産本省生産局総務課 予算班【3年間】 3～5年目 （東京都千代田区_霞が関）

→農林水産本省の局の1つ「生産局（現：畜産局）」の予算要求を主に担当。

局内にある13の課（企画課、食肉鶏卵課等の所謂原課）の予算を取りまとめ、省内にあります「大臣官房予算課」「財務省」への予算要求の繋ぎ橋として従事しました。

その他「補正予算」「国会対応」等も経験し、年度間の国の予算の動き・流れを知ると共に「大臣官房予算課」「各階にある他局（経営局、水産庁、林野庁等）」等の仲間が沢山できて、今でも業務上でやり取りをしたり、困った際は相談をしたり（されたり）することが出来るような関係性を構築出来たことは、若いうちに本省に行くことが出来て一番良かったことかと思えます。

③平成27年4月 動物検疫所総務部庶務課 人事第1係【2年間】 6～7年目 （神奈川県横浜市_単独庁舎）

→人事異動、給与支給、諸手当の認定等の業務を主に担当しました。

業務の集約化（横浜本所や農林水産本省に業務と人を集める）の黎明期であり、全国の動物検疫所職員（450人程度）全ての諸手当（通勤、住居、扶養、単身赴任、児童手当等）認定業務を行う等の経験が出来ました（今は認定業務の担当は農林水産本省秘書課になっています）

人事・給与システム（給与支給や人事異動を行うための登録を取りまとめているシステム）が稼働し始めた年度であり、そのシステムについては当時動物検疫所で1～2番の詳しさだったと思います（今はあまり覚えていませんが…）。

また、獣医系・畜産系の採用試験の試験官として、地方農政局等へ出張へ行く等の機会もあり、良い経験ができたと思います。

係員時代に「支所（庶務課で庶務と会計業務）」「本所（人事業務）」「本省（予算要求業務）」と多彩な経験をすることが出来たことは、非常に勉強になりましたし、今の仕事にも生きているところです。

動物検疫所キャリアパス例（平成22年採用16年目係長）

●係長時代（8年目～）

④平成29年4月 動物検疫所北海道・東北支所庶務課庶務係長（昇任）【6カ月】8年目（北海道千歳市_新千歳空港ビル）

→「北海道・東北支所」が新設され、係長に昇任と共に**初めての関東外勤務**。

北海道は元々「出張所（事務官のいない小さい組織）」だったものが、伝染性疾病の水際防止の重要性を認められ「支所」へ格上げとなり、庶務課が新設されました。

新設となったため、一から色々なことを構築する必要があり、支所だけでなく「新潟空港出張所」「仙台空港出張所」も包括しているため、非常に大変でしたが良い経験になりました。衣食住全てが良い環境でしたが、8月頃に異動打診があり、半年で異動となりました。

⑤平成29年10月 動物医薬品検査所庶務課人事係長【2年6カ月】8～10年目（東京都国分寺市_単独庁舎）

→「動物検疫所」「農林水産本省」以外へ**初めての異動**。

※動物用の医薬品、医療機器等製品の審査・検査・指導を行う国の機関（国家公務員）。

異動後早々に突発的な採用（いわゆる選考採用）を行う必要が生じ、本省との調整等、てんやわんやの状態がスタートしました。

人事異動や各種協議の際は所のトップである所長や各部屋の部長などの幹部職員等と直接やり取りを行う等の局面も多く、法令・根拠等により的確な説明を意識して業務を行いました。

また、職員からの要望があった「現場研修」「語学研修」等の研修を動物医薬品検査所独自で行うため、本省と調整をするなどの企画を行ったり、テレワークの導入の中心となって活動したりする等、新しいことを考える楽しみがあった職場でもあります。

試験官だけでなく、獣医系職員の採用活動や説明会のために都内及び地方の大学を回ったりする等の業務もあり、各県への出張も年に10回程度ありました。

⑥令和2年4月 農林水産本省生産局飼料課 庶務係長（予算等担当）【1年】11年目 2度目の「農林水産本省」にて、いわゆる「原課」と呼ばれる部所で、飼料課の行っている「飼料生産の技術改善」「飼料作物の改良」等の事業の予算要求等に従事しました。

課員と共に「財務省」へ事業・予算の説明に伺い、財務省と折衝とするという事を数字の面からサポートする業務や、「飼料課」の人員を増やすため「内閣人事局」等へ「組織定員要求」を行う業務等に従事しました。

悩みが生じた際は、本省予算班の係員の時に知り合った方々にたくさん相談したりして、何とかやりきることが出来ていたという記憶です。

⑦令和3年4月 農林水産本省消費・安全局動物衛生課 庶務係長（予算等担当）【3年】12年目～

人員規模が更に大きい部所（60名規模）に異動となり、予算要求等に従事。

鳥インフルエンザ、豚熱などの国内の疾病対応を最前線で行う課であり、国内対応の「家畜防疫対策室」、家畜衛生に関する国際会議、多国間協議等の国際対応を行う「国際衛生対策室」があり、予算要求に従事しながら、大規模な研修の医薬品等の調達、外国出張時の手続き調整、その他、国内農場等の飼養衛生を効率・効果的に管理する「システムの開発」事業、疾病が発生多彩に対応するための多々の補正予算要求、新端末やシステム移行にかかる庶務業務についての課員のサポートなど、かなり忙しい日々を過ごしました。

⑧令和6年4月 動物検疫所 総務部庶務課 人事第1係長【現職】15年目～

現職。「動物検疫所人事係員（2年）」「動物医薬品検査所人事係長（2年半）」の経験を生かして、業務を行っているところです、係員で居た頃よりも動物検疫所全体で150人以上職員が増えており、人が増えると人事異動・昇給・賞与の算定等、人事系の業務は相対的に増えることになるため、責任も多く大変ですがやりがいをもって取り組んでいます。

また、本日皆さんに動物検疫所の説明をさせて頂き、知って頂くという事は重要な業務の一つとなっております。

先輩職員の紹介

令和4年度入省

動物検疫所 総務部庶務課 人事第1係 採用

→令和6年4月 総務部会計課

→令和7年4月 羽田空港支所庶務課

①志望理由、入省のきっかけ、決め手

動物検疫は、家畜防疫官の方がメインで行うお仕事ですが、その大黒柱として陰から支える事務官としての役割に魅力を感じ、志望しました。また、働くフィールドがここだけではなく、本省等にあるのも決め手になりました。

②やりがい

現在、私は人事担当者として、人事、給与、採用関係の業務に従事しています。ついこの前まで受験生として採用される側の立場でしたが、一年目からその裏側に携われることにやりがいと面白さを感じています。

③メッセージ

志望先に迷われている方は、先輩や予備校の先生、そして説明会等で色々な人のお話を聞いてみてください！次第にご自身の興味の幅が広がっていくと思います！

入省前と入省後のギャップ

自分が思い浮かべていた
公務員象よりもかなりラフな
雰囲気でした（笑）



先輩職員の紹介

令和3年度入省

動物検疫所 門司支所庶務課 採用

→令和6年4月 総務部庶務課人事第1係

→令和7年4月 総務部庶務課庶務係

①志望理由、入省のきっかけ、決め手

事務官として職員の庶務や会計などを担っていく中で、現場で働く家畜防疫官がより働きやすい土台を作り上げていくことができるのではないかと、これまでの学生生活での経験を通じて感じたからです。

②やりがい

給与業務や旅費業務を主として任せていただいているため、日々自分が行っていることが少しでも職員の役に立てている、組織に貢献していると感じることがやりがいに繋がっています。

③メッセージ

最初は何をどのようにやっていけばいいのか分からず戸惑うことも多いかと思いますが、与えられた業務がわずかなものでも、それを「作業」ではなく「経験」ととらえてこなしていけば、必ず役立てられる時がきます。へこたれず頑張ってみてください！

入省前と入省後のギャップ
堅苦しいかと思ったら全然
堅苦しくなくて驚きました。



YouTubeで動物検疫所の広報活動を公開中！！



[【崖っぷち】農水省ゆるキャラを救いたい。たがやせキューシュー - YouTube](#)



[クンくんのうた - YouTube](#)



[犬の前でゲリラライブを開催したらどんな反応をするのか? - YouTube](#)



[くらの1日 - YouTube](#)



アフリカ豚熱、鳥インフルエンザをはじめ、悪性伝染病の侵入防止のため、職員一丸で取り組んでいます。
御理解と御協力を！！



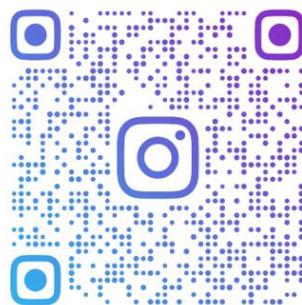
農林水産省動物検疫所【公式】 Instagram 始めました！



業務紹介動画



@kunkun_aqsjapan



KUNKUN_AQSJAPAN



動物検疫所ウェブサイト



動物検疫について発信中！
フォローお願いします！🐾

動植物検疫探知犬
イメージキャラクター「クンくん」

動物検疫所のお問い合わせ先

採用については、主に横浜本所で担当しておりますので、お問い合わせは横浜本所までお願いいたします。

動物検疫所 横浜本所

担当：総務部庶務課人事第1係

TEL：045-751-5921

住所：〒235-0008

神奈川県横浜市磯子区原町11-1





農林水産省 動物検疫所
Animal Quarantine Service

〒235-0008

神奈川県横浜市磯子区原町11-1

TEL : 045-751-5921

MAIL : aqs.douken_jinji@maff.go.jp

HP : <http://www.maff.go.jp/aqs>

農林水産省
MAFF